

中国相第32号  
平成29年3月27日

各行政機関児童手当事務ご担当課 課長あて

総務省中国四国管区行政評価局  
首席行政相談官

異動・退職に伴う児童手当支給停止事務の取扱い（参考連絡）

当局は、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第15号の規定に基づき、国民の皆様から行政に関する苦情や意見、要望を受け付け、その解決や実現の促進を図る行政相談業務を行っています。

寄せられた苦情や意見、要望のうち、様々な視点から検討する必要があると考えられる事案については、当局が設置する行政苦情救済推進会議（座長：川内蒞広島修道大学法学部教授）に付議し、同会議の意見を踏まえた処理を進めています。

この度、当局に対し、「公務員（非常勤職員）であったが、退職の際、所属庁から児童手当の支給停止を知らせる『支給事由消滅通知書』の交付がなく、また、引き続き児童手当を受給するためには、新たに実施主体となるA市に対し、退職日の翌日から起算して15日以内に認定請求する必要がある旨も知らされなかったため、認定請求が遅れて不支給期間が生じてしまったことに納得がいかない。」との申出がありました。

この申出を受けて、当局は、児童手当の支給停止事務の取扱状況を調査した上で、行政苦情救済推進会議に諮り検討した結果、別紙のとおり、実施主体の変更が生じる受給者への「支給事由消滅通知書」の交付の徹底、及び支給停止後に必要な手続についての積極的な周知が必要と考えますので、業務の参考としてください。

【担当】

総務省中国四国管区行政評価局首席行政相談官室

電話：082-228-6174

FAX：082-228-4955

E-mail：cgk32@soumu.go.jp

中国相第 32 号  
平成 29 年 3 月 27 日

各県児童手当事務ご担当課 課長あて

総務省中国四国管区行政評価局  
首席行政相談官

異動・退職に伴う児童手当支給停止事務の取扱い（参考連絡）

当局は、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 1 項第 15 号の規定に基づき、国民の皆様から行政に関する苦情や意見、要望を受け付け、その解決や実現の促進を図る行政相談業務を行っています。

寄せられた苦情や意見、要望のうち、様々な視点から検討する必要があると考えられる事案については、当局が設置する行政苦情救済推進会議（座長：川内 昴 広島修道大学法学部教授）に付議し、同会議の意見を踏まえた処理を進めています。

この度、当局に対し、「公務員（非常勤職員）であったが、退職の際、所属庁から児童手当の支給停止を知らせる『支給事由消滅通知書』の交付がなく、また、引き続き児童手当を受給するためには、新たに実施主体となる A 市に対し、退職日の翌日から起算して 15 日以内に認定請求する必要がある旨も知らされなかったため、認定請求が遅れて不支給期間が生じてしまったことに納得がいかない。」との申出がありました。

この申出を受けて、当局は、児童手当の支給停止事務の取扱状況を調査した上で、行政苦情救済推進会議に諮り検討した結果、別紙のとおり、実施主体の変更が生じる受給者への「支給事由消滅通知書」の交付の徹底、及び支給停止後に必要な手続についての積極的な周知が必要と考えますので、業務の参考としてください。

貴職におかれましては、本通知の内容をご了知の上、管内市区町村に対しても周知いただきますようよろしくお願いいたします。

【担当】

総務省中国四国管区行政評価局首席行政相談官室

電 話：082-228-6174

F A X：082-228-4955

E-mail：cgk32@soumu.go.jp

(別紙)

## 当局の調査及び行政苦情救済推進会議の審議結果を踏まえた参考連絡事項

### 1 制度の概要

#### (1) 児童手当制度の目的、実施主体等

【根拠法令】 児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）

【所管省庁】 内閣府（厚生労働省から内閣府に移管。平成 27 年 4 月 1 日～）

#### 【制度の目的】

家庭等の生活における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること（法第1条）。

【実施主体】 受給資格者の住所地の市町村（法第7条、第8条等）  
ただし、受給資格者が公務員の場合は、その所属庁が実施主体となる（法第 17 条）。

#### 【支給方法】（法第 8 条）

- 受給者が、実施主体に対して認定請求を行い、認定を受ければ、認定請求を行った日が属する月の翌月から、児童手当の支給が開始する（第 2 項）。
- 実施主体から受給者へ支給すべき事由が消滅すると、消滅した日の属する月に支給停止となる（第 2 項）。  
受給者の転居（受給者が公務員である場合は、所属庁からの退職）等により実施主体の変更が生じる場合は、支給すべき事由の消滅に該当する。したがって、異動・退職日等、変更日の属する月をもって実施主体からの支給は停止し、引き続き受給するためには、受給者が、新たな実施主体に対して、認定請求を行う必要がある。
- 実施主体の変更が生じる場合又は災害その他やむを得ない理由により認定請求をすることができなかった場合は、受給者が、変更日又はやむを得ない理由がやんだ日の翌日から 15 日以内に新たな実施主体に認定請求を行い、認定を受ければ、変更日又はやむを得ない理由がやんだ日の属する月の翌月から 児童手当を受給できるという特例がある（第 3 項。以下「15 日ルール」という。）。

#### (2) 受給者の異動・退職により実施主体の変更が生じた場合の児童手当の取扱い

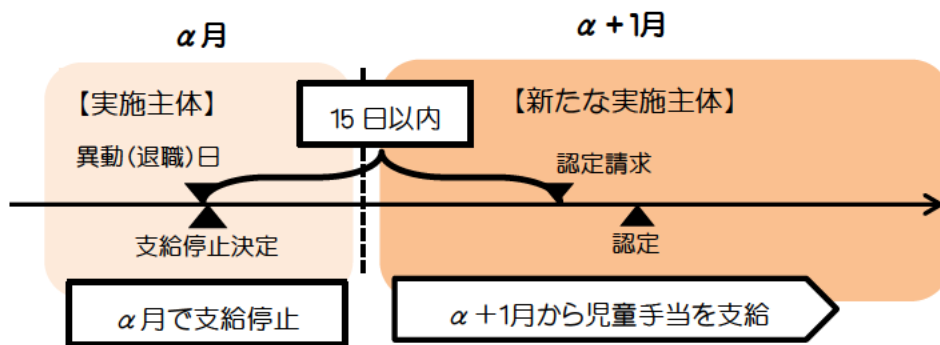
##### ア 実施主体からの支給停止

- 受給者の異動・退職を理由に支給すべき事由が消滅する場合、実施主体は、受給者からの届出又は職権により、異動・退職日の属する月をもって児童手当の支給を停止する（法第 26 条第 3 項、児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号。以下「施行規則」という。）第 7 条等）。
- 実施主体が児童手当の支給を停止するとき、受給者に対して「児童手当支給事由消滅通知書」により、その旨を通知する必要がある（施行規則第 10 条及び第 12 条）。

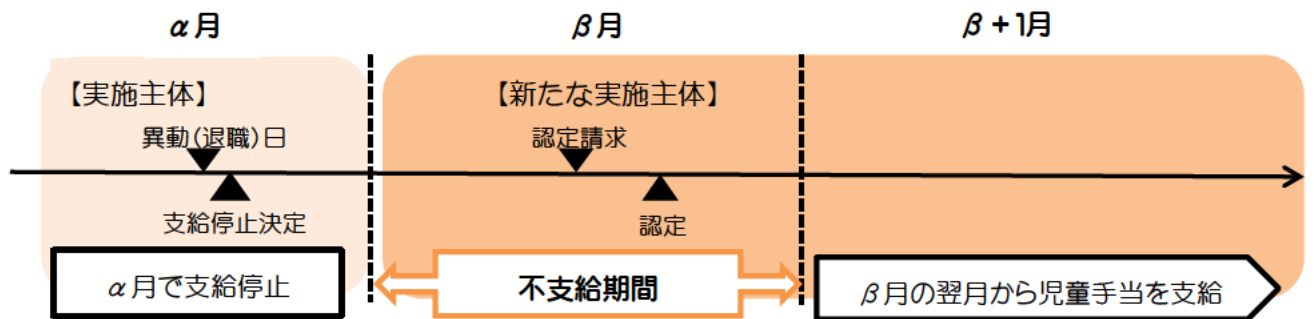
### イ 新たな実施主体からの支給開始

- 受給者が引き続き児童手当を受給するためには、受給者が、新たな実施主体（異動先の市町村。受給者が公務員である場合はその所属庁）に対し、受給資格を有する旨の認定請求を行う必要がある。
- 受給資格者が、異動・退職日の翌日から15日以内に、新たな実施主体に対して認定請求を行い、認定を受ければ、異動・退職日の属する月の翌月から支給が開始する（「15日ルール」により不支給期間は生じない。「15日ルール」によらなければ、最低1か月の不支給期間が生じる。）。

#### 【「15日ルール」による場合（法第8条第3項）】



#### 【「15日ルール」によらない場合（法第8条第2項）】



### ウ 「15日ルール」に関する周知・説明

「15日ルール」の周知・説明について、児童手当法令上、実施主体に対する義務づけ規定はないが、所管省庁（平成27年3月31日まで厚生労働省。現在内閣府）は、毎年、実施主体の変更が生じやすい年度末に、実施主体に対して「児童手当の申請に係る周知について」という事務連絡を发出し、「児童手当受給者が公務員から被用者・非被用者へと異動する場合は、異動前の所属庁において、異動日（退職日）の翌日から起算して15日以内に住所地の市区町村への申請が必要となる旨、受給者に対して確実に周知いただきたい。」との注意喚起を行っている。（別添資料1参照）

## 2 当局管内における、異動・退職を理由とする支給停止事務の取扱状況

当局管内で、所属職員向けの児童手当の認定・支給事務を取り扱っている行政機関 12 機関（国の機関 7、中国 5 県の県庁所在市）及び、一般住民向けの児童手当の認定・支給事務を取り扱っている行政機関 5 機関（中国 5 県の県庁所在市）の担当課（計 17 課）を対象に、受給者の異動・退職を理由とする児童手当の支給停止事務の取扱いについて照会した結果、次のような状況がみられた。

### (1) 支給停止についての受給者への通知

#### ア 取扱いルール

調査を行った全ての担当課において、児童手当法施行規則、及び「市町村における児童手当関係事務処理について」（平成 28 年 3 月 24 日付け府子本第 159 号別添「児童手当市町村事務処理ガイドライン」）又は各実施主体の内規に基づき、異動・退職する受給者に対し、「支給事由消滅通知書」を交付することとしている。

交付方法については、15 担当課（88.2%）が、施行規則第 10 条において「処分を行ったときは」「通知しなければならない」と規定されていることを根拠として、児童手当の支給を停止したとき、すなわち受給者の異動・退職日後、速やかに郵送することとしている。これに対して、停止の事実を受給者に早く伝えるために、支給停止前に受給者に手交することとしている 2 担当課があった（11.8%）。

#### イ 実態

一般住民向けの担当課が行う事務においては、住民の転出入情報を管理している担当課（市民課等）との間で、情報共有や連携の仕組みが確立していることから、児童手当受給中の転出者を把握しており、「支給事由消滅通知書」の送付漏れといった誤りは生じにくい状況がみられた。

他方、所属職員向けの担当課が行う事務においては、次のような理由から、一般住民向けの担当課の場合と比較して、「支給事由消滅通知書」の送付漏れが生じやすい状況となっている。

- 国の機関における担当課の場合、常勤職員に対する場合に比べ、期間業務職員（注）に対する児童手当の認定・支給事務の取りこぼしが生じやすい。
- 職員の雇用情報及び共済組合の加入者情報を管理している人事担当課等との間で、情報共有が徹底されておらず、児童手当受給中の退職者を把握できていない。
- 支給停止事務の取扱い頻度が少ないことや、業務担当者の異動により、事務に精通した者がいない。
- 公務員向けの児童手当の認定・支給に係る事務処理に関して、実施主体によって制度、事務処理についての理解や実務の取扱いに差がある。この点に関して、国からの情報提供は、「公務員の児童手当関係事務処理について」（平成 27 年 12 月 18 日付け府子本第 431 号及び第 432 号）で、「市町村の例に準じて取扱いを願います」と示すに止まる。

（注）期間業務職員に対する児童手当の支給

非常勤職員のうち、所定の勤務時間以上勤務する者（期間業務職員）については、臨時的に官職として任用し、分限、懲戒、倫理、災害補償などの各人事制度のほか、原則として退職手当、共済制度を適用している。このため、児童手当を受給する期間業務職員は、常勤職員と同様、所属庁に対して認定請求を行い、所属庁から受給する。

## (2) 必要な手続についての受給者への周知

### ア 取扱いルール

異動・退職を理由に実施主体からの児童手当の支給が停止する場合、不支給期間を生じないように引き続き受給するためには、受給者が、異動・退職日の翌日から15日以内に、新たな実施主体に認定請求を行う必要がある。

こうした手続について、調査を行った全ての担当課が、異動・退職する受給者に対し、何らかの周知・説明を行うこととしていると回答した。

### イ 実態

しかしながら、周知・説明の内容及び方法については、担当課により次のような違いがみられた。

#### 〔新たな実施主体への認定請求が必要になる旨の周知・説明方法〕

- ① 新たな実施主体への認定請求が必要になる旨が記載された「支給事由消滅通知書」を交付：3 機関（17.7%）
- ② 新たな実施主体への認定請求が必要になる旨が記載された案内文書を作成し、交付：10 機関（58.8%）
- ③ 新たな実施主体への認定請求が必要になる旨を、口頭で説明：4 機関（23.5%）

担当課別でみると、一般住民向けの担当課では、全ての担当課が上記①②のいずれかの方法で、書面による周知を行うことにしている一方、所属職員向けの担当課では、②の書面による周知を行うことにしている担当課が8、③の口頭で説明することとしている担当課が4であった。

#### 〔「15日ルール」についての周知・説明方法〕

- ① 「15日ルール」についての記載のある「支給事由消滅通知書」を交付：2 機関（11.8%）
- ② 「15日ルール」に関する案内文書を作成し、交付：10 機関（58.8%）
- ③ 「15日ルール」について口頭で説明：1 機関（5.9%）
- ④ 「15日ルール」について特段、説明を行うこととしていない：4 機関（23.5%）

担当課別でみると、一般住民向けの担当課では、全ての担当課が上記①②のいずれかの方法で、書面による周知を行うことにしている一方、所属職員向けの担当課では、②の書面による周知を行うことにしている担当課が7、③の口頭で説明することとしている担当課が1、④の特段説明を行うこととしていない担当課が4であった。

## (3) 支給停止後、受給者の新たな実施主体への認定請求が遅れて不支給期間が生じた事例の発生状況

当局管内で、児童手当業務に携わっている行政機関17機関（国の機関7、中国5県、及び中国5県の県庁所在市）を対象に、支給停止後、受給者の新たな実施主体への認定請求が遅れて不支給期間が生じた事例の発生状況を照会したところ、10機関が発生したことがあると回答し、このうち受給者から不服申立てを受けた事例が

2 事例あった。

調査対象機関からは、実施主体の変更が生じる場合のうち、非公務員の受給者が公務員になる場合、あるいは公務員である受給者が非公務員になる場合、すなわち公務員の採用・退職時において、手続上の問題が生じやすい傾向にあるといった声が聴かれた。

### 3 行政苦情救済推進会議の意見

上記 1, 2 を踏まえて行政苦情救済推進会議で審議したところ、次のような意見が出された。

- 児童手当の支給を停止する理由は多々あるだろうが、異動・退職等、実施主体の変更を理由に支給停止する場合に関して言えば、「支給事由消滅通知書」に「15 日ルール」を明記するなどして、受給者に対し、新たな実施主体への認定請求がいつまでに必要であるかを確実に知らせることが重要ではないか。
- 「15 日以内」という短い期間設定に照らし、実施主体は、支給停止後必要となる手続について、受給者への周知・説明の在り方を検討する必要があるのではないか。
- 本件相談のような問題は、中国四国管区行政評価局管内に限らず、他地域の行政機関でも生じうる問題であると思われる。

その上で、行政苦情救済推進会議として、次のように取りまとめられた。  
(座長取りまとめ結果)

中国四国管区行政評価局は、児童手当業務に携わっている管内の国の行政機関及び地方公共団体に対し、次の措置を行う必要がある。

- i) 支給停止事務において誤りが生じないように注意喚起を行うこと
- ii) 異動・退職に伴い必要となる手続の受給者への周知・説明の在り方について検討を求めること

併せて、本件は他地域でも生じうる問題であると思われるため、児童手当市町村事務処理ガイドライン及び「支給事由消滅通知書」の様式に、支給停止後に必要な手続について記載するとともに、注意喚起のための事務連絡を異動期前に余裕をもって発出するなど、必要な手続の受給者への周知徹底について、内閣府の見解を確認した上で、総務省本省に対応を求めることが望ましい。

### 4 まとめ

(i) 異動・退職に伴い、実施主体からの児童手当の支給は停止すること、(ii) 引き続き受給するためには、受給者が新たな実施主体に認定請求を行う必要があること、(iii) 「15 日ルール」によれば不支給期間が生じないことといった事項は、受給者の利益にかかる重要な事項である。

しかしながら、支給停止事務の取扱いについては、特に、公務員の退職に伴う実施主体の変更時に、誤りが生じやすい状況が認められ、必要な手続に関する周知・説明についても、実施主体によっては、内容、方法が不十分で、確実な周知・説明には至っていない。

以上の状況から、児童手当受給者の異動・退職を理由に児童手当の支給を停止する実施主体は、受給者の利益に配慮し、「支給事由消滅通知書」の交付を徹底するとともに、支給停止後に必要な手続についての周知・説明を分かりやすい形で確実に行う必要があると考えられる。

したがって、当局から中国管内の国の行政機関及び地方公共団体に対し、次のような参考連絡を行うことによって、支給停止事務に誤りが生じないように注意喚起をするとともに、受給者への周知方法を提案することとする。

#### 【参考連絡事項】

- ① 実施主体は、児童手当受給者の異動・退職を理由に児童手当の支給を停止するとき、それが届出あるいは職権のいずれによる場合であっても、受給者に対し、「支給事由消滅通知書」を交付するよう求められています（施行規則第10条及び第12条）。

本件相談のような事例の再発を防止する観点から、異動・退職する児童手当受給者を確実に把握し、「支給事由消滅通知書」の交付を徹底するようお願いします。

- ② 異動・退職を理由に児童手当の支給が停止した後、いつまでにどのような手続を行えば、不支給期間が生じることなく引き続き受給できるかは、受給者の利益にかかる重要な情報であると考えます。

そこで、異動・退職する児童手当受給者に対して、支給停止後に必要な手続及び「15日ルール」の内容を確実に伝えるために、別添資料2の例を参考に文書による周知をされることを提案します。



# 資料1

事務連絡  
平成28年3月25日

各省各庁児童手当事務ご担当者様

内閣府子ども・子育て本部  
児童手当管理室

## 児童手当の申請に係る周知について

児童手当に係る事務につきましては、日頃より御尽力賜り厚く御礼申し上げます。  
本年度も残すところあとわずかとなり、新年度を迎えるにあたり、今後職員の異動等が行われることと思いますが、児童手当の受給者は所属する府省庁を異にして異動した場合は、改めて異動先において申請を行う必要があります。各府省庁におかれましては、当該職員に対する申請や届出に係る周知にお取り組みいただいていることと存じますが、特に、公務員が退職等により、被用者（※）・非被用者となる場合は、申請先が住所地の市区町村となりますが、住所地の市区町村において当該職員に対して申請や届出に係る周知を行う機会がないケースが考えられ、申請漏れ等が発生する恐れがあります。

つきましては、児童手当受給者が公務員から被用者・非被用者へと異動する場合は、異動前の所属庁において、異動日（退職日）の翌日から起算して15日以内に住所地の市区町村への申請が必要となる旨、受給者に対して確実に周知いただきますよう、改めてお願いいたします。

なお、本事務連絡については、児童手当支給事務を委任している施設等機関、地方支分部局等に対しても周知いただくようお願いいたします。

※ 民間企業のサラリーマンのほか、独立行政法人（特定独立行政法人を含む）、国立大学法人等児童手当拠出金の納付義務を負う団体の職員も被用者となります。

（照会先）

内閣府子ども・子育て本部

児童手当管理室指導第一係

TEL：03-5253-2111（内線 38483）

FAX：03-3501-6501

事 務 連 絡  
平成 28 年 3 月 25 日

都道府県民生主管部（局）  
児童手当主管課（部）御中

内閣府子ども・子育て本部  
児童手当管理室

### 児童手当の申請に係る周知について

児童手当に係る事務につきましては、日頃より御尽力賜り厚く御礼申し上げます。  
本年度も残すところあとわずかとなり、新年度を迎えるにあたり、今後職員の異動等が行われることと思いますが、児童手当の受給者は所属する官署等を異にして異動した場合は、改めて異動先において申請を行う必要があります。各地方公共団体におかれましては、当該職員に対する申請や届出に係る周知にお取り組みいただいていることと存じますが、特に、公務員が退職等により、被用者（※）・非被用者となる場合は、申請先が住所地の市区町村となりますが、住所地の市区町村において当該職員に対して申請や届出に係る周知を行う機会がないケースが考えられ、申請漏れ等が発生する恐れがあります。

つきましては、児童手当受給者が公務員から被用者・非被用者へと異動する場合は、異動前の所属庁において、異動日（退職日）の翌日から起算して 15 日以内に住所地の市区町村への申請が必要となる旨、受給者に対して確実に周知いただきますよう、改めてお願いいたします。

なお、本事務連絡については、管内市区町村に対しても周知いただくようお願いいたします。

**※ 民間企業のサラリーマンのほか、独立行政法人（特定独立行政法人を含む）、国立大学法人等児童手当拠出金の納付義務を負う団体の職員も被用者となります。**

（照会先）

内閣府子ども・子育て本部

児童手当管理室指導第一係

TEL：03-5253-2111（内線 38483）

FAX：03-3501-6501

平成28年 7月 8日

児童手当等についてのお知らせ

1. 転出により支給事由が消滅した場合は、消滅年月日から15日以内（土・日・祝日・年末年始を含む）に、転出先の市区町村へ児童手当等の請求手続きをしてください。  
請求が遅れた場合、受給できないうちが生じる場合があります。

2. 児童手当等の受給者が変更になる場合は、新たに申請が必要ですので、お住まいの市区町村に至速おたずねください。  
請求が遅れた場合、受給できないうちが生じる場合があります。

3. 児童手当等の受給資格が消滅した場合は、消滅年月日の月分までの児童手当等が支払われます。（ただし、現況届等の必要書類が未提出の場合は支払が遅し止めになり、時効完成による消滅の場合は支払はありません。）

児童手当 支給事由消滅通知書

次とおり児童手当の支給事由が消滅しましたので通知します。この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、この処分について審査請求の旨を記載した書面を提出し、審査請求することになります。この通知書を受け、上記の審査請求に、市町村長とを被告として、訴訟において市町村を代表する者は、市町村長とを被告として、自分の審査請求に対することを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

児童手当等のお知らせ

お問い合わせ先



●ご案内は内紙にあります。

記

1. 消滅した日 平成27年 7月 1日

2. 消滅の理由 市外転出



様

〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

【「支給事由消滅通知書」に「15日ルール」を記載した例②】

第 号  
平成 年 月 日

殿

市 町 村 長

印

児童手当

支給事由消滅通知書

特例給付

児童手当

次のとおり の支給事由が消滅しましたので通知します。

特例給付

この処分について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇知事に対して審査請求をすることができます。この処分については、上記の審査請求のほか、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、△△△市町村を被告として（訴訟において市町村を代表する者は市町村長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

記

1.消滅した日

平成 年 月 日

2.消滅の理由

【転出・所属庁からの退職等を理由に支給事由が消滅する場合】

消滅日の翌日から15日以内に、転出先の市区町村（公務員になる場合はその所属庁）に対し、児童手当の認定請求を行ってください。

15日以内に認定請求を行えば、引き続き受給できますが、15日を超えると、原則として受給できない月が生じますので、ご注意ください。

から転出される児童手当受給者の方へ

！！注意！！

- 転出先で、転出予定日の翌日から15日以内に児童手当の認定請求手続きをしてください。手続きが遅れますと、引き続き支払いを受けられない場合がありますので、ご注意ください。
- 転出日の属する月までの児童手当（支給分）は、転出予定日の翌月末に支給します。それまでに預金口座を解約される場合は、必ずまでお知らせください。

・手続きに必要なもの

- ① 印章
- ② 請求者（主たる養育者）本人の健康保険被保険者証
- ③ 請求者本人および配偶者の平成28年度 児童手当用 所得課税証明書  
（平成28年1月1日に住民登録のあった市区町村役場で取得してください。）
- ④ 請求者名義の振込先口座の分かるもの（預金通帳等）
- ⑤ 請求者本人および配偶者の個人番号通知カードまたは個人番号カード
- ⑥ 手続きをされる方の本人確認書類（運転免許証等）  
（請求者以外が手続きを行う場合は、請求者の委任状が必要です。）

※（個人番号が記載されたお子様の世帯全員の住民票1通/ただし、受給者と児童が別居の場合のみ）

事務連絡  
平成 年 月 日

児童手当担当課 様

児童手当受給者の転出について

本市での受給者が貴市（区）町村へ転出しますので、手続きをお願いします。

受給者氏名	
転出予定日	平成 年 月 日
での支給	平成 年 月分まで ※入金を確認されるまでは口座を解約しないでください

【お問い合わせ先】



【案内文書に「15日ルール」を記載した例②】

国家公務員を退職される児童手当受給者の方へ

児童手当の支給が下記のとおり、国から市区町村に変わります。市区町村から支給を受けるには、手続きが必要となります。住民地の市区町村に対し、受給者本人が異動日より15日以内に認定請求をしないと、下記月分から支給されなくなりますのでご注意ください。手続き方法については市区町村に確認して下さい。

なお、「児童手当支給事由消滅通知書」は4月1日以降送付します。

3月分まで・・・[REDACTED]から支給

4月分から・・・市区町村から支給

※6月支給分は2月～5月が支給対象となりますので、2月～3月分まで国から支給し、4月分以降は市区町村から支給されます。

※ 注意が必要な場合 ※

4月1日に（A市）を転出し、4月2日に（B市）に転入した場合

B市で異動日より15日以内に認定請求をした場合、B市は5月分からの支給となります。4月分の支給機関はA市ですので、転出手続とともにA市でも児童手当認定請求を行う必要があります。

事務連絡

児童手当担当者様



児童手当受給者の転出について

下記の受給者が貴市（区）町村での受給対象者となりますので、次のとおり連絡いたします。

受給者氏名	[REDACTED]
転出予定日	平成29年3月31日
最終支給月	平成29年3月分まで
備考	